

熊本県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成30年7月9日(月) 県庁本館5階審議会室	
出席委員氏名 ※50音順	秋野 裕子 (公財)地方経済総合研究所 主任研究員) 天本 徳浩 (崇城大学総合教育センター 准教授) 井口 由美子 (熊本県行政書士会長) 柿本 竜治 (熊本大学院先端科学研究部 教授) 原島 良成 (熊本大学院法曹養成研究科 准教授)	
審議対象期間	平成30年1月1日 ~ 平成30年3月31日	
抽出案件	総件数 5件	(備考)
一般競争入札	0件	
条件付一般競争入札	2件	
指名競争入札	2件	
随意契約	1件	
談合情報	0件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	なし	なし

意見・質問	回答
<p>1 会議の公開・非公開（一部）の決定</p> <p>○まず、議事の（１）、会議の公開・非公開について、熊本県入札監視委員会運営要領により「委員会は公開・非公開を決めるものとする」とあり、今回も議事の公開・非公開について、決めたいと思う。議事の中で非公開に該当する部分について事務局から説明をお願いします。</p> <p>○「議事（３）抽出事案の審議のうち総合評価の判定に係る審議部分と、「議事（４）委員間の意見交換」を非公開とすることについてよろしいか。</p> <p>○異議なし。</p> <p>○傍聴者（報道関係者）に説明する。今回の審議において、「議事（３）抽出事案の審議のうち総合評価の判定に係る審議部分」と、「議事（４）委員間の意見交換」については非公開と決定した。</p> <p>2 入札及び契約手続の運用状況の報告</p> <p>【H29年度の熊本県発注工事の入札結果の推移（資料１）】</p> <p>○意見等特になし</p> <p>【平成27～29年度の入札不調等の発生状況</p>	<p>（事務局の提案）</p> <p>○委員会でを行う審議のうち、公開できない部分について事前に事務局で検討したので説明する。まず、「議事（３）抽出事案の指名理由及び経緯等の審議」のうち「総合評価判定に使用している「総合評価判定シート」については、県情報公開条例の「公にすることにより当該法人等又は当該個人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」に該当すると考え、不開示情報と判断する。</p> <p>次に、「議事（４）委員間の意見交換」について、今後の意見書作成に向けて委員間の率直な意見交換を行うものであり、審議会等の会議の公開に関する指針第3公開の基準「公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき」に該当し、非公開と考えている。</p> <p>報道関係者入室</p> <p>（事務局）資料1～4を報告</p>

意見・質問	回答
<p>【入札契約方式別発注工事一覧（資料3）】 ○未契約件数で、複数回入札されても落札にならず、発注時期を見送った要因はなにか。</p> <p>○震災の影響が小さい天草地域の不調不落が多い印象を持ったが、そのようになった背景はなにか。</p> <p>○不調の時の1者入札の対応の説明をお願いします。</p> <p>【入札契約方式別発注工事一覧（資料3）】 ○意見等特になし</p> <p>【指名停止等の運用状況（資料4）】 ○星山商店と南陽建設では、指示処分がいつ発せられているのか。指名停止期間が3月19日からとされているが同時なのか、それより前なのか。</p> <p>○指名停止になるまでは入札に参加できるのか。</p> <p>3 抽出事案の指名理由及び経緯等の審議 【審議対象工事の抽出について（資料5）】 ※抽出担当 井口委員から説明</p> <p>【審議対象工事（資料6）】 <随意契約> （1）熊本工業高校28年地震災害復旧（校長宿舎）工事</p> <p>○工事の性格上、迅速かつ確実にということだが、平成30年1月に入札が行われており、震災から時期が過ぎていると感じるが。</p> <p>また、3者の施工可能な業者の調査はどのよう</p>	<p>○不調になった原因を確認し、年度内に入札しても不調の可能性が高いものを翌年度に発注時期を見直すというような傾向であるためと思われる。</p> <p>○地震の被災地の復旧工事に全県から参加できる制度としたことと、また、天草地域は平成28年度の地震の後に、上天草市が大雨で被災していることもあり、地元の業者が対応できず不調不落が多い傾向にあると思われる。</p> <p>○地方自治法では一般競争入札の場合1者でも応札があれば可と解されているが、熊本県においては、より透明性、競争性の確保のため、平成25年度から1者応札を原則無効とし、2回目の入札では1者でも可としてきた。しかし、災害に伴って昨年度8月以降においては、災害復旧であれば1者入札可とルールを変えている。</p> <p>○この2者については、解体工事等に伴って下請けの施工体制台帳の写しの提出を怠った建設業違反のため施工体制台帳を提出するようとの指示になり、指名停止も同日付けである。</p> <p>○参加できる。</p> <p>○時期について、この宿舎の北側の擁壁も被害を受けていて、擁壁の復旧工事が終わらないと宿舎の工事が進められないためこの時期になった。施工可能な業者については、直近で施設課の工事経</p>

意見・質問	回答
<p>に行ったのか。</p> <p>○3者が選ばれたことに関して、他と比べて公平性というか、選定方法はどうしたのか。</p> <p>○再入札は考えなかったのか。</p> <p>○10者指名の中に3者随契の業者は含まれているのか。</p> <p>○地震から平成30年まで2年程度あるが、その間は校長宿舎として使用されていなかったのか。</p> <p>○借り上げてうまくいっていれば、慌てて契約する必要もないとの考え方もあると思うが。</p> <p>《指名競争入札》 (2) 里浦川28年発生河川災害復旧(過年)(4640号)工事 他合併 (3) 国道324号(合津橋)防災安全交付金(橋梁補修)工事</p> <p>○(3)の国道324号の工事で、資料の8ページでは、指名回数と契約回数があるが、契約回数で見ると今まで契約したことがあるのが1者だけとなっている。これは選んだ27者の中で、たまたま契約したことがない会社が多かった</p>	<p>験があるところを3者ピックアップし、電話等により打診し、対応可能な回答があったため、3者を選定した。</p> <p>○地震後は民間も含め災害復旧工事が多数実施されていたため、技術者不足や、作業員や下請け業者不足があり、そういう中で指名競争入札を行ったが、やはり不調となった。業者側から見ればなかなか対応できない状況のためと思われる。そこで、過去に施設課の工事の施工経験があるところを重点的に当たった。</p> <p>○この工事は28年度の予算で、擁壁の工事が先行したため、予算を繰り越している。29年度末に完成しなければ、いわゆる事故繰越として、再度予算を繰り越さなければならないので、そういう状況を避けるため、早めに契約ができるような手段をとった。</p> <p>○含まれていない。</p> <p>○使用しておらず、他の場所を借り上げ対応していた。</p> <p>○本来は、校長宿舎なので、学校の敷地、あるいは学校に隣接した場所にあり、校長がそこに居る体制であるべき。離れた場所に校長が居るのは望ましくないため復旧を進めた。</p> <p>○県内一円の橋梁補修工事の専門性を有する資格業者の中から27者選定しており、それぞれその時々で、これまでの年度の中の指名回数等のある程度バランスをとって選んでおり、契約をしていないところを多く選んだということではない。</p>

意見・質問	回答
<p>のか。それとも契約のない会社を入れたのか。指名回数のバランスはあるが、契約等については考慮せずに選んだのか。</p> <p>○選ばれるときは、契約回数はほとんど考慮しないということなのか。</p> <p>○この工事は、わりと専門的というか、県内で扱っている業者は少ないというか、そういう性格のものなのか。</p> <p>○技術的に専門的という中で、27者のうち10者選ばれて、地元の天草が2者しか入っていないようだが、割合的にもっと多く天草の業者が入る状況ではなかったのか。</p> <p>○この落札した業者は営業所が天草管内にあるのか。</p> <p>○27者から10者に絞り込まれたのが指名回数とのバランスということだが、具体的にはどのようなバランスなのか。指名回数が1回から4回までであるが。</p> <p>○天草の広域本部土木部で発注する全体の工事の件数がある、そのうち27者あって、1者平均何回くらいの指名があってもよさそうだというような計算になるのか。</p> <p>○そういったものの判断は、何か文書あたりで基</p>	<p>○全く考慮しないということではなく、例えば手持ち工事が多くて、手が空かないということがあれば逆に外したりすることはあるが、基本的に指名回数を重視している。</p> <p>○とび土工の中で、橋梁補修を行っているのは、県内実績では27者ほどしかいない。各振興局でも同じような指名をしているものと思う。 橋梁補修は、事前に点検をし、補修が必要と判断される箇所を発注しているが、受注者が持つ経験やノウハウも活用して補修しており、やり方によっては、効果が得られないものであり、専門的なものである。</p> <p>○2者は本社が天草であり、営業所が天草管内にあるものを含めると5者になる。</p> <p>○そのとおり。</p> <p>○例えば、ある業者が1回とあるが、今回の指名を入れると2回となる。また、残りの橋梁工事も同時に発注しているものもあり、そういうものを含めて合わせていくとバランスが取れていくようにしている。 受注機会の均等を保ちたいため、ある程度平均になるようにしている。</p> <p>○発注工事の金額の価格帯でも多少違ってくる。国道ではなく、交通量の少ない簡易な橋梁補修工事もある。そういう時は、管内中心の工事实績が少し少ないところも選定している。相対的に27者が管内で同じ指名回数となることにはならない。工事实績が多い方が回数は多くなる。</p> <p>○広域本部内の審査会において決定していくこと</p>

意見・質問	回答
<p>準があるのか。かなり専門的な判断になると思うが。</p> <p>○基本的な質問だが、指名回数は年度内の回数なのか。</p> <p>○年度末が近くなると、指名回数は増えていくと思うが、4月の年度初めの指名については、指名回数はどのようにするのか。</p> <p>○（2）番の里浦川工事の指名競争入札の対象者が24者いて、それが13者に絞られ、その中から3者外した10者となり、結果、落札者がほぼ100%に近い落札率となっているが、指名競争入札の対象者は10者でなければならないという決まりがあるのか。</p> <p>○24者から、大きく絞られているのが、本店等の所在地という評価項目だが、これについて教えていただきたい。</p> <p>○管内でも、宇城市内に本店がないと、工事に不都合があるのか。</p> <p>○天草の事例では、天草本店に限らなかったというのが念頭にある。そこまで宇城市にこだわらないといけないのか。天草の事例と区別があるのか。</p> <p>○宇城の場合、指名回数、契約回数がかなり多いが、指名回数だけで考えているのか。契約回数をみると5回契約している者もいるが。</p>	<p>になる。</p> <p>○その年度のある時期までの指名回数になる。ただ、これから発注予定のことも考慮している。前年度も多少加味することもあるが、当該年度の回数で公平性を保ちたいとは考えている。</p> <p>○橋梁の専門性から実績を考えたとき、この業者しかできないものには、優先的に選んでいる。そういうことも考慮しつつ、最終的にはある程度受注機会の均等性を持たせるために、回数を考慮して考えている。</p> <p>○指名競争入札は、事務処理通知で、原則として指名数を10者としている。 （※土木一式のB・C等級の指名業者数は原則として15者）</p> <p>○本店所在地の前に、当該工事に対する地域的条件等により大きく絞られている。当該地区の宇城市は4市町村が合併したところで、宇城地域振興局管内に24者ある中から宇城市に本店がある13者に絞り込んでいる。</p> <p>○今回の場合、災害復旧工事ということで、工事概要に書いているとおり、工事用道路等を設置する。被災した箇所背後の地権者との調整など考えると、現地に精通した業者の方が、より良いと考えるため、宇城市内に本店がある業者が優先的になると考える。</p> <p>○発注工種で一般土木に比べ、とび土工の橋梁補修は、実績を有する者を県内に求めないと業者数が揃わないため、地域要件が違ってくる。</p> <p>○契約回数は考慮していない。というのが、市町村や国の受注工事の把握困難こともあり、基本的には指名回数を考慮しながら指名している。</p>

意見・質問	回答
<p>○辞退が7者あるが、どういう背景と考えるか。</p> <p>○契約していない業者は、下請け工事で手一杯のため辞退しているのか。</p> <p>○ここで言う、契約回数とは、指名に対する契約回数なのか。</p> <p>○里浦川（土木）と国道324号線（とび土工）の工事の専門性が違うということで、指名回数も違うということだが、1年間当たりの、同種工事の件数はそれぞれどれくらいあるのか。</p> <p>＜条件付一般競争入札＞ （4）教育センター28年地震災害復旧（宿泊棟機械設備）工事 （5）黒川28年発生河川災害復旧（熊本地震・第3013号）工事 他合併</p> <p>○（5）の黒川工事の方だが、一般競争入札で1者入札というのは、震災復興だからと思う。この工事は落札率90.86%で今回選んだのだが、金額からすると、約2千万円のくらいの幅があって、1者が最低価格ギリギリのところまで落札している状況は、どうしてもこの工事を取りたかったということで考えていいと思うが、もともとの金額の設定というのは、幅はあるが、最低価格でも工事ができたということの算定というか、こういうことは通常ありえるのか。</p> <p>○条件としては良くなったので、業者としては、取った方が良かったのだろう。</p> <p>○基本的なことで、黒川工事のほうだが、参加資格調書の営業所の所在地で、主たる営業所とはどういう営業所をさすのか。</p>	<p>○実際、宇城地域振興局管内にも災害復旧工事が多くあり、この時期に不調不落が多くあった。業者も手持ち工事が多く、そういうところが反映されたと思う。</p> <p>○下請け工事だけでなく、他の発注機関の工事の元請の可能性もあると思う。</p> <p>○宇城管内の土木部の指名に対する契約回数である。</p> <p>○県下全体で、とび・土工工事の発注件数は、82件。土木のA2は、625件という状況である。</p> <p>○ないことはないと思う。もともとの工事は4回不調になっていて、5回目であった。入札制度も改正されてきたこともあり、また、単価も見直しにより上がっており、仮設工法等も不調になったことで見直している。さらに時期の問題もあり、そうなのが重なったので、今回については、競争性があったと思う。</p> <p>○条件は良くなったが、結果的に応札したのは1者だけだった。</p> <p>○主たる営業所とは本店という定義である。</p>

意見・質問	回答
<p>黒川工事で条件の見直しの時に、配置予定技術者に関する事項で、以前は施工経験が有ることを条件とされているが、条件も見直したのか。</p> <p>○教育センターは落札率100%だが、不調か不落かあったのか。</p> <p>○冒頭の説明にもあったが、管工事は不調不落が多いと言うことであるが、なにか工夫された事はあるのか。</p> <p>○黒川の工事について、不調が4回ということで、予定価格の変化について、例えば第1回目は幾ら、第2回目は幾らというように、分かれば教えて欲しい。</p> <p>5 次回の入札監視委員会について</p> <p>○次の抽出案件の当番は、秋野委員、よろしくお願ひする。</p> <p>○開催日程は事前に事務局から調整あつていますが、9月13日木曜日の午前中である。日程の確保をお願いする。</p> <p>○以上で本日の審議事項はすべて終了した。</p>	<p>○条件としては、参加資格は前と同じである。単価の見直しの影響が大きいと思う。</p> <p>○1回目は本體工事の参加者がなく、それに伴い入札を取りやめた。本件の公告としては2回目である。</p> <p>○この工事は、鹿本地域振興局管内で、管内にA等級の業者がいなかった。落札された業者だけが、山鹿市内に営業所を持っているということで、参加されたのだらうと思っている。</p> <p>○今日は資料を持ち合わせていないため分からない。 先ほど、入札参加資格に変更ないと説明したが、資料17ページの1者入札の取り扱いについては、1回目、2回目は1者入札不可とし、3回目からは1者入札可としている。</p>